

令和4年三重県議会定例会 予算決算常任委員会

戦略企画雇用経済分科会

提出資料

◎ 議案説明事項

議提議案第6号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

議案第163号 令和4年度三重県一般会計補正予算（第7号）

令和4年12月8日

議提議案第6号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について

1 条例改正の内容

一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の年間支給割合を100分の330（現行100分の325）に改正するものである。

2 施行期日

この条例は、公布の日（一部令和5年4月1日）から施行するものとする。

議員の期末手当支給割合

	現 行		令和4年度		令和5年度～	
年間支給割合	3. 25月		3. 30月		3. 30月	
支給月	6月	12月	6月	12月	6月	12月
支給割合	1.625	1.625	1.625	1.675	1.65	1.65

議提議案第六号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和四年十一月二十五日

提出者

津村 衛
小林 正人
長田 隆尚
舟橋 裕幸
三谷 哲央
中森 博文

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、</p>	<p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十二・五、十二月に支給する場合には百分の百六十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十二・五、十二月に支給する場合には百分の百六十二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、</p>
<p>改正後</p>		<p>改正前</p>	

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、</p>	<p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、</p>	<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、</p>	<p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、</p>

<p>3 (略)</p> <p>任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在)において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十五、十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>3 (略)</p> <p>任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在)において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百六十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定(次項において「新条例の規定」という。)は、令和四年十二月の期末手当から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて令和四年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。